

1. 事業名

地域公共交通総合連携計画策定事業

2. 背景

本市の公共交通は、鉄道が9路線35駅、バスが31路線98系統あり、公共交通機関が非常に充実しているが、交通不便地域も多く点在している。

平成13年度にコミュニティバス導入に向けて検討を行ったが、公平性、費用対効果などの諸問題により導入は困難であるとの結論に至っている。また、既存路線バスが規制緩和の影響により、路線の撤退が容易となっていることを鑑みれば、交通不便地域がより拡大していく懸念がある。

このような状況の中、自動車学校・教習所および老人福祉センターの送迎バスを活用した高齢者移送支援サービスとして交通不便地域支援事業を平成16年度より実施している。当該事業は、公共交通不便地域を解消するための一つの手段として始まり、利用者も順調に推移しており概ね事業効果は得ていると考えているが、本事業で交通不便地域の抱える問題を全て解決することは難しい。

また、自家用車への過度な依存により、交通渋滞・環境問題等が発生するなど将来の地域生活に支障を来すことが危惧されている。地域の公共交通の活性化・再生をはかるためには、交通事業者の経営努力や利用者（自治体）の追加的負担だけではもはや限界であり、抜本的な解決を図ることが難しくなっている。

このため、地域の公共交通を支える新たな仕組みづくりなどの取り組みが急務となっている。

3. 基本方針案

多様化する交通需要に応じるためには、地域特性にあったきめ細かい交通サービスの提供が必要である。このため、交通事業者や市民と共に、質の高い持続性のある交通システムを確立し、交通不便地域の解消ならびに、自動車交通量の削減による交通渋滞の緩和および地球環境負荷の軽減を図る。

4. 事業内容

本市における地域交通の問題を有機的に解決するため、公共交通を積極的に活用していく取り組みをまとめた地域公共交通総合連携計画を策定する。地域交通について、総合的に検討し、地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任をもって推進することができる計画とする。

【留意点】

- ・ 本市の交通行政におけるサービス水準の設定
- ・ 地域格差のない交通システムの構築（公平性の確保）
- ・ 関係者の役割分担の明確化
- ・ 関係者の合意形成

【計画に位置付ける施策（案）】

（１）バス路線網の再編・新設

バス交通需要が見込まれる場合、公共交通事業者の協力を得ながら、路線の延伸、新たな系統・路線を構築し、交通不便地域の解消を図る。市は、路線開設に必要なインフラ整備を担う。

（２）公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの実施）

モビリティマネジメントを実施し、マイカー利用を抑制し、公共交通への利用転換を促す。公共交通事業者は、需要増大が見込まれた場合、サービスの拡充を図り、公共交通の魅力を高めるよう努める。

（３）高齢者支援協力バスの利用促進 デマンドシステムの導入検討

老人福祉センター送迎バス活用事業では、本来業務に携わっていない時間帯のバス車両を活用し実施しているが、デマンドシステムを導入することにより、時間的制約を取り除き、本来業務・交通不便地域対策を一元化し、需要に即した運行を検討する。

（４）コミュニティタクシーの導入検討 デマンドシステムの導入検討

道路が狭隘でバス運行が極めて困難な地区においては、コミュニティタクシーの導入を検討する。導入に際しては、空車タクシーの活用などを図るため、デマンドシステムの導入を検討し、需要に即したサービスおよび効率的なタクシー運行が可能となるよう運行計画を策定する。

< 参 考 >

インフラ整備

道路・電気・水道などの産業基盤や、学校・病院などの生活関連の社会資本整備（この場合は、主に道路整備を指す）。

モビリティマネジメント

過度に自動車に依存したライフスタイルから、かしこくクルマと公共交通を利用するライフスタイルへの変化を促すプログラム。

デマンドシステム

利用者の需要（呼び出し）に応じて運行する公共交通輸送システム。

5．事業概要

- （１）協議会の設置・運営（H20年度）
- （２）地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定申請（H20年度）
- （３）調査実施（H21年度）
- （４）地域公共交通総合連携計画の策定（H21年度）

6．平成20年度予算（案）

船橋市地域公共交通活性化協議会の平成20年度予算は、歳入の部及び歳出の部ともに0計上であり、予算執行は予定しておりません。